

新潟県条例第46号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の<u>付加</u>、<u>法第43条第3項</u>の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の<u>付加</u>並びに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4第2項の規定に基づく道に関する基準並びに法、政令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく県の事務処理の特例については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(法第43条第2項第2号の許可を受けた建築物に対する適用除外)</p> <p>第3条 <u>法第43条第2項第2号</u>の許可を受けた建築物については、第10条、第11条、第14条、第17条及び第19条の規定は、適用しない。</p> <p>(仮設興行場等に対する適用除外)</p> <p>第4条 法第85条第5項又は第6項の<u>仮設興行場等</u>で特定行政庁がその建築を許可するものについては、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p> <p>(市町村の条例との関係)</p> <p>第22条 法第39条、第40条、<u>第43条第3項</u>若しくは第56条の2第1項又は政令第144条の4第2項の規定に基づき市町村が条例を定めた場合にあつては、当該条例の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、当該条例が法の目的を十分に達し難いと知事が認めて告示した場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の<u>附加</u>、<u>法第43条第2項</u>の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の<u>附加</u>並びに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4第2項の規定に基づく道に関する基準並びに法、政令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく県の事務処理の特例については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(法第43条第1項ただし書の許可を受けた建築物に対する適用除外)</p> <p>第3条 <u>法第43条第1項ただし書</u>の許可を受けた建築物については、第10条、第11条、第14条、第17条及び第19条の規定は、適用しない。</p> <p>(仮設建築物に対する適用除外)</p> <p>第4条 法第85条第5項の<u>仮設建築物</u>で特定行政庁がその建築を許可するものについては、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p> <p>(市町村の条例との関係)</p> <p>第22条 法第39条、第40条、<u>第43条第2項</u>若しくは第56条の2第1項又は政令第144条の4第2項の規定に基づき市町村が条例を定めた場合にあつては、当該条例の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、当該条例が法の目的を十分に達し難いと知事が認めて告示した場合は、この限りでない。</p>

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。

(1)～(15) (略)

(15)の2 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(16) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(17)～(46) (略)

(47) 法第85条第3項、第5項又は第6項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(48)～(57) (略)

2 (略)

別表（第28条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 (略)	(略)
1の2 <u>法第43条第2項第1号の規定により建築の認定の申請をしようとする者</u>	1件につき 27,000円
2 <u>法第43条第2項第2号の規定により建築の許可の申請をしようとする者</u>	(略)
3～28 (略)	(略)
29 <u>法第85条第5項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者</u>	(略)
29の2 <u>法第85条第6項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者</u>	1件につき 160,000円
30～40 (略)	(略)

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。

(1)～(15) (略)

(16) 法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(17)～(46) (略)

(47) 法第85条第3項又は第5項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(48)～(57) (略)

2 (略)

別表（第28条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 (略)	(略)
2 <u>法第43条第1項ただし書の規定により建築の許可の申請をしようとする者</u>	(略)
3～28 (略)	(略)
29 <u>法第85条第5項の規定により仮設建築物の建築の許可の申請をしようとする者</u>	(略)
30～40 (略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。